

確定申告は

2月16日～3月15日まで

所得税の確定申告を しなければならぬ人

〈事業所得や不動産所得などがある人の場合〉

一年間の所得金額の合計額が、所得控除の合計額を超える人（所得控除とは、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除、障害者控除、老年者控除、寡婦（寡夫）控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除などを含みます。）

〔参考〕

平成四年分の所得金額が、次の額を超える場合には、申告が必要です。ただし、配偶者に収入がなく、子供が特定扶養親族に該当しない場合で

- 独身者の場合 三五万円
- 夫婦者の場合 百五万円
- 夫婦と子供一人の場合 百四〇万円
- 夫婦と子供二人の場合 百七五万円

なお、社会保険料控除、生命保険料控除や損害保険料控除などがあれば、さらにこの

金額に上積みとなります。

〈給与所得のある人の場合〉

- ① 給与の年収が千五百万円を超える人
- ② 給与所得や退職所得以外の所得の合計が二十万円を超える人。
- ③ 給与を二か所以上からもらっている人。
- ④ 同族会社の役員などで、その法人から賃貸料などを受け取っている人。
- ⑤ 災害減免法の適用を受け、給与の源泉徴収の猶予や徴収された税金の還付を受けたり。
- ⑥ 家事使用人のように源泉徴収が行われない給与をもらう人。

● 申告と納税は二月一六日から三月一五日までです。
確定申告期限の三月一五日は、大変な混雑が予想され、長時間お待ちいただくこととなります。

早めに申告を済ませましょう。

消費税(個人事業者)の申告は3月31日まで



消費税の確定申告を しなければならぬ人

基準期間の課税売上高が、三千万円を超える事業者の方は、消費税の納税義務者となります。

基準期間とは、個人事業者の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度をいいます。

輸出事業者などの場合は、年間課税売上高が三千万円以下の方でも納税義務者となることを選択することにより、還付を受けることができます。

● 申告・納付

(1) 確定申告
個人事業者は、三月末日までに申告・納付します。

(1) 中間申告

前課税期間における消費税額が五百万円を超える事業者は、年三回（前課税期間の消費税額の四分の一ずつ）、前課税期間における消費税額が六十万円超五百万円以下の事業者は、年一回（前課税期間の消費税額の二分の一）、中

間申告と納付を行わなければなりません。

● 届出

次のような場合、事業者は届出が必要です。

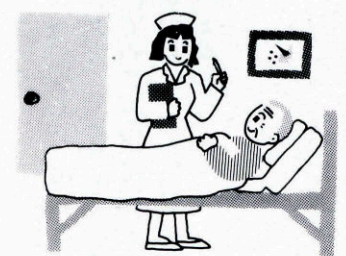
- (1) 基準期間の課税売上高が三千万円を超えることとなったとき↓〔速やかに〕
- (2) 免税事業者が課税事業者になることを選択するとき↓〔選択しようとする課税期間の初日の前日まで〕
- (3) 簡易課税制度を選択するとき↓〔その適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで〕
- (4) 課税期間の短縮を選択するとき↓〔その適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで〕

医療費を支払ったときの税

● あなたが自分や家族のために多額の医療費を支払ったときは、次の算式によって計算

医療費の支払額－保険金などで補てんされる金額－十万円または所得の五％のうちどちらか少ない金額＝医療費控除額（最高二百万円）

した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。



● 医療費には、診療や治療などを受けるために直接必要な費用や、その症状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額などが該当しますが、健康診断や、美容整形の費用など、医療費に認められないものもあります。

● 領収書等を確定申告書に添付するか、確定申告書の提出の際に提示する必要があります。